

○役員等退任慰労金規定

2006年9月27日
制定コード番号 075

(趣 旨)

第1条 この規定は、学園の役員および参与の退任慰労金について必要な事項を定めるものとする。

(対象の役員)

第2条 この規定に基づき退任慰労金を支給する役員は、つぎのとおりとする。

- イ 常勤理事
- ロ 常勤監事

- 2 前項イ号の常勤理事のうち、学園の専任の職員として勤務する者は、この規定を適用せず、退職年金規定、退職金規定または広島国際大学退職金規定を適用する。ただし、専任の職員を退職し、引き続き常勤理事として就任する場合は、その退職した日の翌日から、この規定を適用する。

(支給)

第3条 退任慰労金は、前条第1項の役員および参与が退任したときに支給する。

- 2 退任慰労金の支給額は、退任時の年俸額の1/3と就任月数の1/12および別表に掲げる就任期間中の役職別(最高位)の乗率を連乗して得られる額とする。
- 3 前項にかかわらず、前条第2項ただし書により、この規定を適用する常勤理事の就任月数の起算日は、専任の職員を退職した日の翌日からとする。

(端数の処理)

第4条 前条第2項および第3項に基づく計算の結果、千円未満の端数が生じた場合は、千円の位に切り上げる。

(支給額の増減)

第5条 第3条および第4条に基づき算出された退任慰労金は、特に功劳のあった者あるいは不都合な行為のあった者については、理事長においてこれを増減することができる。

(死亡による退任)

第6条 第2条第1項の役員および参与が死亡により退任した場合の退任慰労金は、つぎのイ、ロの順により支給する。

- イ 所定の様式第1により本人が予め指定するもの(法人を含む)
 - ロ 遺族
- 2 前項の遺族とは、民法第5編第2章に定める法定相続人とする。
- 3 本条第1項イ号については、本人の申し出により様式第1をもって変更することができる。

(細 則)

第7条 この規定に定めるほか、この規定の施行についての必要な事項は、理事長が定める。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2006年10月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2020年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の支給額の対象となる就任期間については、当該役員および参与の就任期間のうち、2006年10月1日以降の

就任期間からとし、2006年9月30日までの就任期間の支給額については、なお従前の例による。

別表

退任慰労金支給率表

理事長	1.4
常務理事	1.2
理事・監事・参与	1.0

様式第1

<p>学校法人常翔学園</p> <p>退任慰労金の支給先について</p> <p>私、_____は、役員退任慰労金規定に定める退任慰労金の支給先を次のとおり指定します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所 _____ 氏名 _____ 印 _____</p>
--